

自転車の交通指導取締り状況

指導警告票交付件数

	飲酒運転	携帯電話使用	無灯火	二人乗り	信号無視	一時不停止	歩道通行者に危険を及ぼす違反	歩道通行	右側通行	歩道通行方法	並進禁止	その他	合 計
平成27年			561,700	171,223	103,191	111,596	243,967					659,151	1,850,828
平成28年			494,116	116,322	75,158	97,150	260,740					536,055	1,579,541
平成29年			485,633	100,785	78,065	106,199	252,670					527,372	1,550,724
平成30年			470,929	87,001	77,860	115,155	293,295					561,789	1,606,029
令和元年			377,997	72,787	65,927	113,065	246,647					479,112	1,355,535
令和2年			384,098	62,971	65,429	137,951	260,750					526,549	1,437,748
令和3年			336,366	49,197	62,868	150,852	219,586					493,569	1,312,438
令和4年			330,495	51,941	66,102	161,604		8,753	28,706	2,986	105,754	562,489	1,318,830
令和5年			336,215	60,188	65,036	169,158		21,370	62,786	6,743	211,324	399,232	1,332,052
令和6年	471	13,564	309,840	62,762	63,360	200,760		22,687	74,987	5,001	206,566	371,372	1,331,370

※「指導警告票」とは、違反を現認した際に検挙はしないが、注意を喚起するために交付する書面をいう。
※「歩道通行者に危険を及ぼす違反」とは、歩道を通行するに当たって並進する行為や歩道において徐行等をせずに進行する行為等をいう。
※「歩道通行者に危険を及ぼす違反」は、令和4年6月まで計上
※「歩道等通行」「右側通行」「歩道通行方法」「並進禁止」は、令和4年7月から計上
※「飲酒運転」「携帯電話使用」は、令和6年11月から計上

検挙件数

	信号無視	通行禁止違反	しゃ断踏切立入	一時不停止	歩道通行	右側通行	歩道通行方法	無灯火	乗車・積載違反	酒酔い運転	酒気帯び運転	携帯電話使用	運転者の遵守事項違反	制動装置不良自転車運転	その他	合計
平成27年	6,347	168	2,911	596				44	647	148			225	534	398	12,018
平成28年	6,809	140	3,890	824				52	576	127			220	474	708	13,820
平成29年	7,143	113	3,984	969				32	298	122			239	433	772	14,105
平成30年	9,316	86	4,711	1,034				28	240	110			685	475	883	17,568
令和元年	12,472	53	5,931	1,555				17	329	109			1,024	387	982	22,859
令和2年	14,344	236	6,005	1,804				16	233	119			972	446	1,292	25,467
令和3年	10,978	658	4,383	2,595				24	121	103			1,554	325	1,165	21,906
令和4年	12,498	185	3,880	4,679	38	175	25	24	140	116			1,554	361	874	24,549
令和5年	20,313	181	4,805	14,474	377	1,070	292	123	169	101			1,136	412	754	44,207
令和6年	21,088	226	3,220	21,833	412	1,251	199	194	132	116	1,018	87	718	365	705	51,564

※「乗車・積載違反」とは、都道府県公安委員会が定めた乗車人員又は積載重量等の制限に違反する行為をいう。
※「運転者の遵守事項違反」とは、傘さし運転等都道府県公安委員会が定めた禁止事項に違反する行為をいう。
※「歩道通行」「右側通行」「歩道通行方法」は、令和4年7月から計上
※「酒気帯び運転」「携帯電話使用」は、令和6年11月から計上